

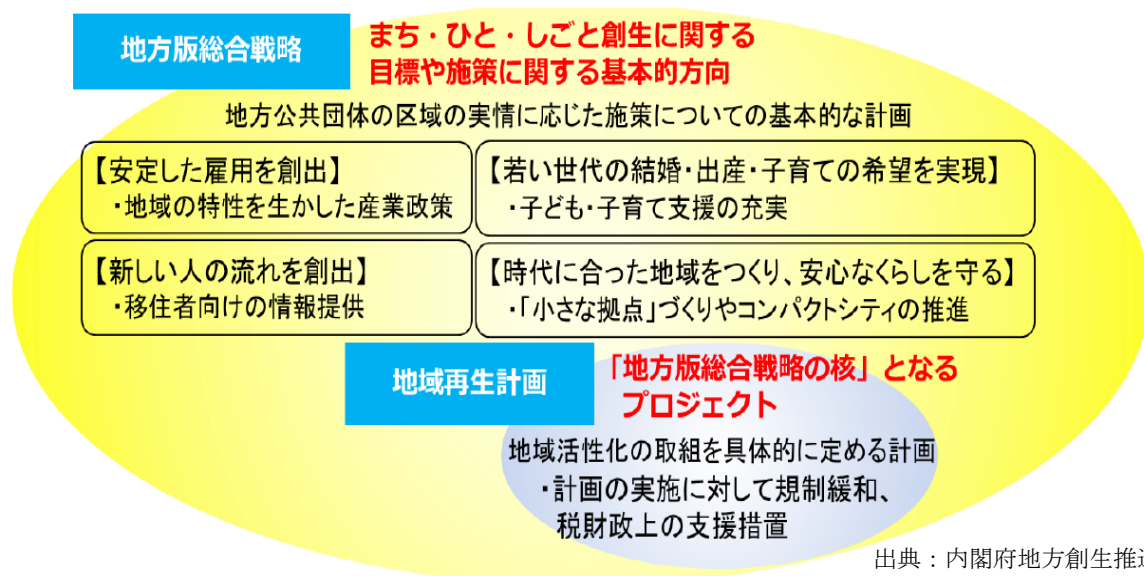
地域再生戦略交付金事業の申請について

1. 報告趣旨

地域再生戦略交付金は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から地域再生計画の策定及び、認定地域再生計画に位置付けられた事業の経費の全部又は一部を交付するもので、今般、本市は(仮称)八王子市西部地域沿道集落地区再生計画(素案)について、「地域再生計画策定事業」の申請を行うこととしたため、報告するもの。

2. 八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略と地域再生計画の関係

地域再生計画は、地域再生法第5条第1項に基づき作成するもので、地方版総合戦略の核となるプロジェクトの取り組み内容を具体的に定めるものである。地域再生計画を策定し、国の認定を受けることで、各種支援策を受けることが可能となることから、今回、地域再生計画策定に係る交付金を申請する。



3. 地域再生戦略交付金（地域再生計画策定事業）の概要

地方公共団体の創意工夫による課題解決のための取り組みについて、住民、関係機関等との合意形成を図るための調査等の事業に対し交付するもの。

(1) 募集期間

平成 27 年 11 月 13 日(金)から平成 28 年 1 月 8 日(金) 18 時まで

(2) 交付率

10/10（定額補助）

(3) 交付条件（以下のすべてを満たす必要あり）

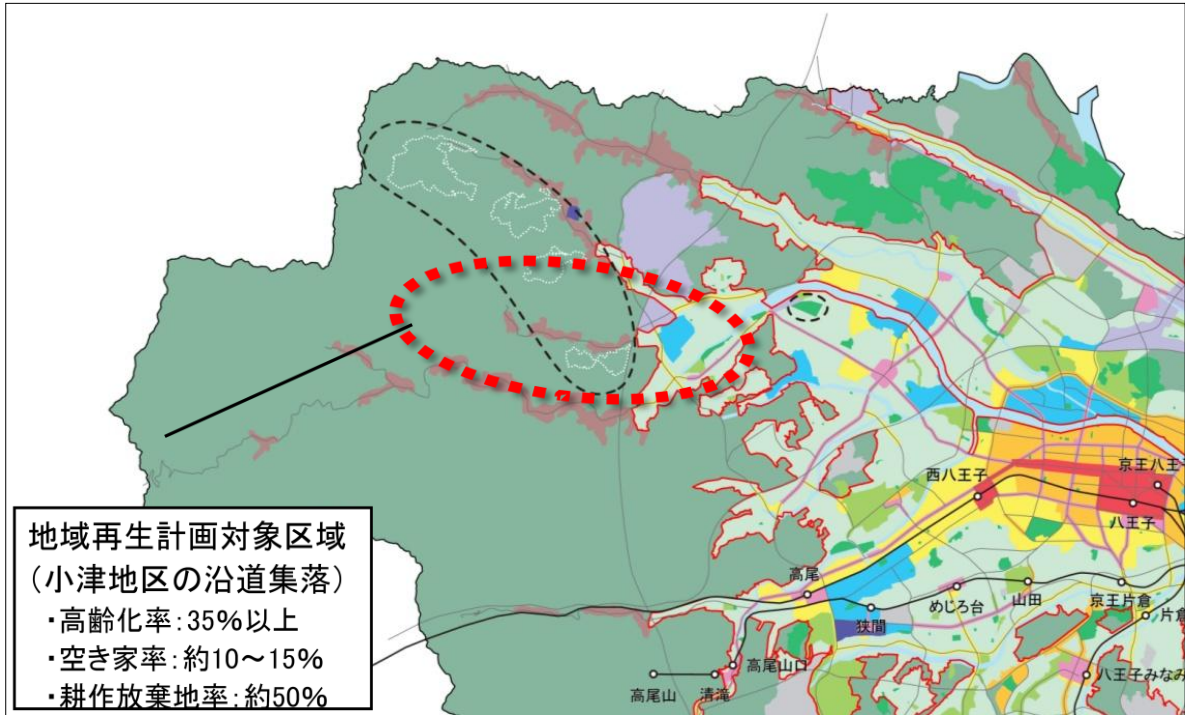
- ① 当該事業が交付申請時において各府省庁の既存の補助金等の支援対象とならないこと。
- ② 事業実施にあたり協議会を設置すること。
- ③ 交付金事業期間内で形式的要素を満たす地域再生計画素案を完成させること。

4. 申請内容

(1) テーマ 沿道集落地区地域再生計画策定

(2) 内容

市内に存在する沿道集落のうち、先行してまちづくりに取り組んでいる「小津地区」を抽出し、少子高齢化などの地域課題への対策として、空き家や耕作放棄地、隠れた地域産品などを資源とした、先駆的なまちづくりモデルを構築する。



(3) 取組みイメージ

総合戦略に位置付けられている事業の中で、沿道集落地区の活性化に資する事業をパッケージ化。

八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略

H27.10策定。

地域再生計画

「地域再生計画」の策定により、沿道集落の活力向上にまち・ひと・しごと事業を効果的に活用！

※各事業に国費の充当が可能！

沿道集落地区まちづくり計画

・土地利用の方針
・建築物の用途
・公共施設整備
他

・耕作放棄地対策

・獣害対策

・観光産業の振興

・高齢者福祉対策

・空き家対策

・子育て支援対策

・地区外との連携

※必要に応じて構造改革特区の適用も可能！

○：市の総合戦略に位置づけがある事業

5. 今後のスケジュール (予定)

平成 28 年 1 月中旬

交付決定

1 月下旬～3 月

調査の実施、協議会等の設置、庁内検討会の設置

3 月下旬

計画素案作成